

平成26年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成26年12月12日（金曜日）

出席議員（20名）

1 番	味 上 庄一郎 君	2 番	猪 股 俊 一 君
3 番	早 坂 伊佐雄 君	4 番	早 坂 忠 幸 君
5 番	三 浦 進 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	高 橋 源 吉 君	14 番	工 藤 清 悦 君
15 番	伊 藤 淳 君	16 番	伊 藤 信 行 君
17 番	一 條 光 君	18 番	米 木 正 二 君
19 番	佐 藤 善 一 君	20 番	下 山 孝 雄 君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪 股 洋 文 君
副 町 長	吉 田 恵 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高 橋 啓 君
会計管理者兼課長	鈴 木 裕 君
危機管理室長	熊 谷 和 寿 君
企画財政課長	高 橋 洋 君
協働のまちづくり推進課長	今 野 伸 悦 君
町 民 課 長	小 川 哲 夫 君
税 務 課 長	伊 藤 裕 君

特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	今 野 仁 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
商 工 観 光 課 長	遠 藤 肇 君
企業立地推進室長	三 浦 守 男 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
子 育 て 支 援 室 長	佐 藤 敬 君
地域包括支援センター所長	猪 股 和 代 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 坂 安 美 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長補佐	荒 木 澄 子 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
農 業 委 員 会 長	我孫子 武 二 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	二 瓶 栄 悦 君
次長兼議事調査係長	浅 野 仁 君
主 幹 兼 総 務 係 長	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

- 第 3 議案第 78号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について
- 第 4 議案第 79号 加美町水資源保全条例の制定について
- 第 5 議案第 80号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 81号 加美町土づくりセンター条例の一部改正について
- 第 7 議案第 82号 加美町営住宅条例の一部改正について
- 第 8 議案第 83号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）
- 第 9 議案第 84号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの
家）
- 第10 議案第 85号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研
修施設）
- 第11 議案第 86号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支
援施設）
- 第12 議案第 87号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流セ
ンター）
- 第13 議案第 88号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第14 議案第 89号 平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）
- 第15 議案第 90号 平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第 91号 平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第
3号）
- 第17 委発第 3号 米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について
- 第18 委発第 4号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 第19 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後 2 時 0 0 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日はご苦労さまです。

11 番沼田雄哉君より遅参届けが出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7 番三浦又英君、8 番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第 2 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（下山孝雄君） 日程第 2、請願第 1 号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました本件について、委員長の報告を求めます。委員長。

○教育民生常任委員長（三浦又英君） それでは、委員長報告を申し上げます。

平成26年12月11日に教育民生常任委員会に付託されました請願第 1 号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、審査の過程における各委員からの意見及び審査結果についてご報告を申し上げます。

本請願は、手話言語法制定を求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

初めに、紹介議員である伊藤 淳議員より、平成18年に国際連合で採決された障害者権利条約第 2 条で「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定され、また平成23年の障害者基本法の改正において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されている。手話を音声言語同様の意思疎通の一つの手段として法的に位置づける機運が高まりを見せている。聴覚障害に対する理解を深め、手話を学ぶ機会を担保するなどの環境を整備することが重要であると説明を受けました。

審査の過程における意見として、聴覚障害者の方にとって、手話は日常的な言語であり、コミュニケーションや緊急時の情報入手の手段として欠かせないものである。解散前の衆議院内各委員会において、政府に対し情報コミュニケーション支援のあり方に関する検討を急ぐよう

要望している党もあると聞いている。手話言語法は、ろう者との共生社会を築いていくためにも重要な法であり、請願を採択すべきものである。かつては、聾学校で口話法を強いられ、教育の現場でも手話を使うと叱られる、あるいは口話が得意な障害児は表彰されるということがあったとも言われている。しかし、手話は今やろう者にとってもっとも自然と感じる言語、優れたコミュニケーション手段であり、その理解や発展に資する手話言語法を支持し、意見書を提出すべきと考える。などの意見がありました。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備が重要であり、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。以上です。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についての採決をいたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第78号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議案第78号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第78号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年4月に施行が予定されております子ども・子育て支援新制度に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものでございます。

子ども・子育て支援新制度の概要については、9月定例会でもご説明をさせていただきましたが、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法、いわゆる子ども・子育て関連三法に基づいて、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされているものでございます。その新制度におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえて町が条例で定めることとされておりますことから、改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき定めるものでございます。

放課後児童健全育成事業は、本町においては各地域の放課後児童クラブとして実施をしております。小学校に入ってから放課後において、保護者が就労等により家庭にいない児童の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しているものでございます。

なお、基準については、国で定める基準と異なる内容を定める特別な地域の実情等はないことから、国の基準を準用して定めるものであります。お手元に議案資料として主な基準等の概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 議会定例会議案の中の2ページ、第5条の4に、その運営の内容についてみずから評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとありますが、どのような評価でどのような形で結果を公表するとお考えになるのか確認いたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

今ご質問いただきました2ページの第5条の第4項の、みずから評価を行い、その結果を公表するよう努めるというふうなことはどういうことか、というようなことのご質問でございました。こちらについては、新制度等におきましては、それぞれの事業におきましてみずからの評価をするというふうなことが国の考え方として求められております。ただ、その具体的な評価の基準等につきましては、まだ具体的に示されていない部分もありますので、今後事業実施に当たりまして、評価基準等を国等の情報を得ながら検討をさせていただきたいと思っておりますし、

あとは公表するというふうなことに努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほかに。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 4点ほど伺います。

まず、2ページの第5条の2、放課後児童健全育成事業は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないということで、今学校等で介助員が必要な子供たちも数多くいます。そうした子供たちへの配慮はどうなっているのかが1点。

2点目は、3ページと4ページにわたりますが、3ページ第10条の2、支援員の単位ごとに2人以上と、これ支援員の数ですね、それで、その単位として4ページ、これは第10条の4、ここに1の支援の単位を構成する児童数はおおむね40人以下ということで、資料のほうに各児童クラブの登録人数がありますけれども、これからすると40人で割ると、例えばきたですと112ということで、3支援団体といいますかグループと、そういった場合に、現在の職員数でこの新しい規定で間に合うのか、それとも増員が必要なのか、その辺の見通しを伺います。

3点目、よろしいでしょうか。6ページになります。第17条の1項、苦情を受け付けるための窓口を設置するということと、3項に運営適正化委員会というものを設けるというか、これはどういったことを考えているのか。

最後4点目、7ページになりますが、第21条の2、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないということになっておりますが、どの程度の補償といいますか、どういったものを考えられているのか。その4点お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

まず、最初に2ページの第5条の第2項でございますが、利用者の人権に十分に配慮するというふうなことについて、いわゆる発達が気になるお子さん等も今ご利用なさっていますので、そうした部分に対する介助員の考え方等でございますが、児童館等を利用している方でも、発達が気になるお子さんがいらっしゃいますので、そういった方につきましては学校との連絡を密にしながら、必要な場合については臨時的な形で補助員等を、現状では今まだ補助員等をつけるには至っていない部分もありますけれども、そういった部分についても配慮をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、3ページの第10条第2項で、支援の単位ごとに2人以上として、その第4項で支援の単位はおおむね40人以下とするというようなことが述べられているが、その場合の人員の体制についてというようなことでございますが、こちらについては資料のほうでつけさせていただきます。いわゆる平均利用人数のほうが一応基準になる形になり、登録人数ではなく利用数というようなことでございますが、こちらでも、例えばきたの児童クラブでは支援の単位というふうなことでいきますと4人必要になりますが、70人ですので4人必要になりますが、こういった部分については現在も指導員については非常勤職員が5人、職員が2人というふうなことで、ただ毎日その状態であるわけではないので、最低4人以上は確保するようにしておりますので、そういった形で人数的な部分では最低人数は確保していきたいというふうに考えております。ただ、一応この部分につきましては、8ページの附則の4となっておりますが、この部分でやっぱり人数的に若干40人を超える場合というのも見込まれますので、この部分については、第10条第4項の規定を適用するときは当分の間、同項中「とする」とあるのは、とする、ただし1の支援の単位を構成する児童の数については、町長がやむを得ないとするときはこの限りではないということで、一応経過措置で設けさせていただいております。支援の単位の人数に対応するような形で指導員を配置する、支援員を配置するように努めていきたいと思いますが、経過措置の規定を設けさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページの第17条の第1項で、苦情の受付窓口を設置するというようなことで考えられております。これも、児童福祉施設の考え方にのっとって苦情の窓口を設けるというようなことが規定されておりますので、そういった窓口の取り扱い的なものを、この条例に倣いまして制度化をしていきたいというふうに考えております。その際の社会福祉法における運営適正化委員会というのは、県等で設置をする委員会で、その調査があった場合には協力するというようなことの規定でございますので、町が設置をするというふうなことではない形になります。

最後に、第21条の第2項でございますが、損害賠償というふうなことになりますが、賠償については、基本的には施設の瑕疵による利用者に対する賠償をすべき事故が発生した場合については損害賠償をするというようなことの考え方に基づくものでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） この事業につきましては、国の基準に沿って実施するというものでありまして、一方においては地域の特性に応じた事業計画の策定も義務づけられているのだろうと思っております。

そこで、先ほど町長の提案理由でありますけれども、地域の実情に特別配慮をする部分はないといった内容の説明があったわけですが、こういった内容はこれから住民に周知した場合、例えばへき地校である旭小学校の場合、大型連休中のことにおけるだけの対応ということになっているようでありますけれども、こういった事業内容を地元の住民が、保護者が知ると、また応募方法も応募の方も違ってくるのではないかなと思っております。そこで、学校から近いところ、公民館等を利用してのそういった対応についても、ぜひ応募があった場合は対応できる体制をとっていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

今回の放課後児童健全育成事業の条例の趣旨につきましては、地域の子育てを応援していくというふうなことの大きな新制度の中の考えがございます。その中におきまして、いわゆる小1の壁と言われているそうでございますが、保育所等で終わったときに、学校に行ってから、学校が終わった後に見る人がいないというふうなことが全国的に問題になっていまして、そういったものに対応していくというふうなことの考え方がございます。

加美町におきましても、放課後児童クラブ等につきましては、それぞれの学区ごとに行われておりますけれども、それぞれ要望等をいただきまして、順次拡大してきたというこれまでの経過もございます。そういった部分も含めまして、家庭で見ることができなくなるお子さんがふえてきているというふうな状況もございますので、そういったそれぞれの地域の実情、要望等を踏まえながら事業を実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第79号 加美町水資源保全条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第79号加美町水資源保全条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第79号加美町水資源保全条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町自然環境を放射能による汚染等から守る条例及び加美町環境基本条例に基づく町の施策として、きれいな水を町民が享受する権利を守るため、水資源の保全に必要な施策を講じて水質の保全を図り、もって現在及び将来にわたり町民の生命及び健康を守ることを目的とする水資源保全条例を制定するものであります。

主な内容は、水資源保全地域内で一定の事業を行おうとする事業者には、町長の許可を受けることを義務づけ、許可を受けずに事業を行った場合は町長が必要な措置を講じるように勧告し、従わない場合は中止を命じ、公表することができるとするものであります。お手元に議案資料として条例の解説と水資源保全地域（案）を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

ちなみに、水資源保全区域（案）は、宮城県が平成22年2月に指定した水道水源特定保全区域に、二ツ石ダムとキタイ沼の集水区域13平方キロメートルを追加し、宮崎地区70平方キロメートル、小野田地区67平方キロメートルを指定し、合わせて137平方キロメートルを保全区域とするものであります。

なお、お手元の議案資料で、宮崎地区の面積が57平方キロメートルとなっていますので、70平方キロメートルと訂正願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 確認ですけれども、二ツ石ダムの上流のところに、今一時保管場所として牧草が置かれているわけですが、あれはこのエリアの中に入っていますよね。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

エリアの中に入っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） そうしますと、このエリアの中に入っているということは、あれはもう汚染されているわけですから、当然あれは撤去しなければ、この条例を提出するというところにちょっと私は異議を感じるんですけども。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

ここで申し上げているその事業につきましては、設置者、要は施設の事業者を意味しておりまして、今回の仮置き場所につきましては、一時保管ということで、一時仮置きということで、この条例の範囲には入らないということで解釈しております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 課長、ちょっとそれはおかしいではないですか。あれはもう汚染されているんですよ。それを、あの二ツ石ダムの上流に置くということは、ちょっと私は理解しがたいんですけどもね。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 今回の条例につきましては、開発行為に伴うその事業者に対しての申請、許可、改善云々の条例を定めているものでして、議員さんのおっしゃった今のところにつきましては、あそこはあくまでも仮置き場所としていて、永久設置というところ、あるいは年度をまたがったその施設の構造物設置といったものではないということでの判断ということになります。

○議長（下山孝雄君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 今回の条例は、新聞等でも報道ありました環境省に対する対抗措置であるという認識を持っております。その中で、第4条の事業者の責務というところで、その事業実施に当たり、水源地域の保全に必要な措置を講ずるとともに、町が本条例に基づいて実施する施策に協力しなければならないという項目があるんですが、この町が実施する施策というのは具体的に何かお伺いします。

もう1点、第7条第3項に、前項の事業者が前項の許可申請書を提出するときは、町民に対し当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならないという項目がございます。解説を見ると、許可申請を町長に提出、町長がこの申請を受理

しなければ、この説明会は開かれないのでありましょか。町長も町も一貫して環境省の説明会は必要ないというふうに言っておりますけれども、この条項とちょっと整合性があるのかどうか確認をさせてください。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、町が本条例に基づいて実施する施策について協力しなければならないということでございます。町がこの条例に基づいて、今回は条例を制定した中で、今後の施策があった場合、協力をしていただきたいというふうな内容の条例です。

それから、説明会の開催に伴って、許可申請書の受理をしたときということで、これにつきましては申請書を受理して、それから説明会ということになります。ですから、申請書につきましては、申請の内容に不備とか、それからいろいろな条項に適合しているかどうかを、まず受理の段階でチェックをかけまして、それでもって申請に不備がなければ受理をするというふうになります。そのあと説明会というふうな流れになるということです。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） その申請書の不備というところで、不備がなければということなんです、やはり今の状況では環境省から納得のいく回答がないということで、この説明会はやっぱり開かれないというふうに認識していいのでしょうか。ずっとやっぱりこの説明の場を設けずにこのまま進んでいくのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

これは、一つの例としては環境省もあるんですが、ほかの全ての事業者に対して条例で定めている中での事業者に係るものとしておりまして、今後その環境省云々というところは、この条例に照らして判断をさせて進めていくということになります。今環境省のほうで説明会をということがあるんですけれども、それはまた切り離して、ここで言っているのは事業の実施に係るものでございます。ですから、今環境省で詳細調査云々をやろうとしていますけれども、それらについては規制はこちらではしていないということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） そのことと切り離してということであれば、説明会を受ける可能性はあるんですか。町長どうですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、昨日も答弁をいたしましたように、環境省の説明会を受け入れるつもりはございません。全く町の質問に対して、我々が納得できるようなものではありませんでしたし、明らかな非であっても、それを認める内容ではありませんので、これは到底町として町民に対する説明責任のつかないことでありますから、環境省の説明会を開催する必要はないというふうに私は感じております。

○議長（下山孝雄君） 4 番早坂忠幸君。

○4 番（早坂忠幸君） 質問しますけれども、第 7 条、事業実施に関する許可及び措置等ということがあります。第 4 条に、事業者（国、地方公共団体を含む）とありますが、国が事業を行う場合にも加美町に許可申請を出すことになるのか。

あと、もう一つ、第 16 条の中止命令等、国がやった場合、これも出せるのか。まずこの 2 つお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、第 4 条にあります事業者とはということで、国、地方公共団体を含むということで、国も申請を出していただくという形になります。ただ、第 7 条の 7 号に、二重行政の防止をここでうたっております。県のふるさと宮城の水環境保全条例に基づく申請につきましては、県のほうの申請でございます。それを含まないエリアあるいは事業につきましては、町のほうに申請を出していただくというふうな条例になってございます。

それから、あと中止命令につきましても、同じように町の申請許可に基づいた事業であれば、町からの命令と許可の対応をさせていただくというふうになります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 4 番早坂忠幸君。

○4 番（早坂忠幸君） そうしますと、この 7 号に該当する場所と私は判断するんですけれども、間違っていれば申しわけないんですけれども、今回指定された場所にもしも建設されるということになった場合には、国は町へ出すことないということの解釈でよろしいんですよね。それで、それを前提にしてお話すんですけれども、栗原市では、このような条例が 9 月議会で賛成少数で否決されています。加美町では、6 月に拒否条例が議発により提出され、特別委員会に付託されました。特別委員会において 3 カ月間議論し、9 月に修正案が全会一致で成立したのは皆さんもご存じだと思います。なぜあの 3 カ月間もかけて修正した理由なんですけれども、いろいろ議員間でもお話ししたわけなんですけれども、まず国の政策に対し、自治体が条例などで、町長もきのう言っていましたけれども、姿勢を示すこと、法的にはこれは否定されてはい

ません。しかしながら、条例の制定範囲、規範性、そしてその条例の実効性ですよね、一番は。問題があるため議発の条例に対しては意見を表明する条例に修正した過程がございます。国の事業だから許可申請は要らないのではと、要らないのでは実効性にこの条例は私は問題があるのは明白に思います。この条例で、例えば国が実施する場合、縛れるかどうかについて伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

まず、冒頭の町に出すことが必要かということで、議員さん今おっしゃったのは、こっちの条例のニュアンスはちょっと違ひまして、国も出すことになります。国に対しても町が許可を出すことになります。先ほど申し上げた二重行政につきましては、別表第7条、第10条関係が載っております。この一番最後の別表なんですけれども、そこに掲げてある事業につきましては、先ほど申し上げた県の条例では規定はありません。ですので、町の規定を該当させるということになりますので、ここに該当する事業であれば、県あるいは国で許可申請を出していただくといふうなことになります。

あと、続きまして条例の実効性と適法性についてなんですけれども、条例の制定につきましては、地方自治体では法令の範囲内で憲法で認められているという状況にあります。その中で、所管事務の範囲内ということで、条例の制定が定められてございます。その中で、実効性の伴う条例かどうかという判断なんですけれども、それが現実可能なものでなければならないということで、守ることが可能であり、かつ守らなければならないという意識が存在することが必要ということで、それによって初めて法の目的が達成されるということで、その実効性が伴わなければいけないということになってございます。

それで、その実効性についてどうなのかといったところなんですけれども、今回の条例制定されることによってどのような効果が期待されるのかといったところが争点となると思います。第7条、先ほどの許可基準の範囲内において、第12条にあるその報告、それから立ち入り検査を規定しまして、改善命令とか勧告中止命令を規定しておりますので、これは町の職務権限を行使する場合にされるものでございます。ほかの条例でも、関連施設への立ち入り検査権の行使はうたわれておりまして、それを行使しないと目的が達成されないという状況になりますので、申請者との協議によって事実関係を確認して立ち入り検査といったところは、どうしてもここでうたっておかないとならないというふうに考えております。

それから、法の適法性につきましては、特措法の目的、放射能物質による環境への汚染を速やかに低減すること、拡散した汚染を低減することが目的として定められてございます。加美町で水資源保全条例につきましては、水資源の保全に必要な施策を講じて、水質の保全を図って、もって現在及び将来にわたって町民の生命と健康を守ることを目的とするということで、目的の違いがあるので違法性としては考えられないのではないかというふうな考えでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 4 番早坂忠幸君。

○4 番（早坂忠幸君） 違法性がないということなんですけれども、日本は法治国家でありまして、例えば自治体、国が決めている法律がありまして、それで自治体が例えばこれに限らず、全部そのように地方公共団体が条例制定権はありますよね。無制限に何でも条例で定めた場合、おかしくなると思うんです。そこにはやっぱり一定の範囲と限界があると思います。条例は、先ほども言いましたけれども実現可能なものでなければならないし、実現可能でなければ目的の達成はできないはずなんです。その辺、総務課長は大丈夫だと言うんですから、それは私ももう少し調べてみますけれども、議会のほうでそれで冷静に対応して、前段でお話しした条例ということになりました。

私が心配するのは、この条例が制定された場合、町民はこの条文を見て、この条例で対抗できるんだと誤解を招くといいますか、多分総務課長は誤解を招かないという判断なのでしょうけれども、そういうことが心配されます。その場合、本当に間違いなく町民に説明責任が果たせるか、それを最後に確認します。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今早坂議員のおっしゃるとおり、法律に反してはならない、条例制定をする場合ですね、いわゆる右側歩行を左でもいいんだということはもちろんできません。そういう意味ではなくて、今回ののは県で制定している条例に対して上乗せ条例という形になろうかというふうに思います。それは、地方公共団体が自治事務の中で条例を制定すると、しかしその条例制定権はあるけれども、法律の範囲内であるということがあって、そして、しかも法律に反しないということがあるんですが、この法令にその禁止規定ということがなければ、その既につくられている法律に対して上乗せをして条例をつくることは、今適法性とされていると。つまり、環境を守るという条例があります、水を守るという県の条例があります、それをさらにもっと厳しく条例を、いわゆるふるさとの水を守っていくんですよということの上乗せ条例ということであれば、その

適法性があるというふうに解されているということでございますので、そういう点で今回の条例を制定させていただいたということでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私のほうからもご説明させていただきます。

実は、この条例といいますのは塩谷町が制定した条例をベースにしております、若干違うところはありますけれども。塩谷町は、実は名水百選に選ばれた時点で、やはりこの水資源を守っていかなければならないというふうな思いがあり、もともと条例でもって塩谷の水資源を守っていこうというお考えがあったそうです。ですから、その条例については制定過程だったわけではありますが、そこにこの塩谷についても最終処分場の指定ということがあり、やはりこの塩谷の名水百選に選ばれたこの水資源を保全していかなければならないということで、条例の制定に至ったということであります。

ですから、この加美町に関しても、平成22年2月に県条例に基づいて水道水源保全特定地域という形で指定されたわけですから、それは県が今後ともこの場所の水道水源を保全していかなければならないという意思表示を示したわけですから、当然これはその水源が立地する町としても、この水源を守っていく必要があるということで、今副町長からも話があったように、県よりも少し範囲を拡大し、そしてより厳しい条例にして、今後とも次の世代もこの美しい水環境を享受できるように条例を制定していくということであります。

そもそも、憲法でいわれているこの地方自治という、そういった視点に立っても、団体自治と住民自治というふうなものがありますけれども、この本旨に照らし合わせても、私はこの条例というものは当然制定されてしかるべき条例であり、十分対抗し得るものであると。もっと言うならば、これはやはり憲法第13条でも定められている幸福追求権という基本的人権、何人も犯すことのできない基本的人権、こういったものを守るという観点からも、私は非常にこれは重要なものであると。そして、我々加美町の町民のみならず、この流域の方々の幸福追求権を守るためにも、私はこのような条例は必要であるし、また十分これは対抗し得る条例であるというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今回の加美町の水資源条例の制定について、いろいろ説明をいただきました。町長、今4番議員の質問に対して、さまざまこういう見地から条例を設置するんだというふうなお話がありました。ただ、町民の方々は、その水資源を守るためにこの条例を設置したというふうに理解をしていただける町民の方々はまず少ないのではないかとというふうに私は

思います。やはり、最終処分場の関係で、もちろんその今後の方向性の反対運動のために町としても水資源を守りたいと、これはもう手法ということではいけないのではないかなというふうに捉えられがちだと思うんです。そういった中で、今までの最終処分場の問題に対して、住民も行政も、これはJAもですけども、他の2候補地に先駆けてさまざまな運動をやってきたわけです。そのよその栗原市、大和町とも、やはりよその自治体でも水資源については当然考えているのでしょから、そういう意味での足並みというものがそろえられなかったのかというふうなことをまず一つお伺いしたいと思います。

それから、16番議員から最初にお話出しましたけれども、今田代岳といいますか一時仮置きしているわけですけども、永久設置でなくて仮置きだからというふうなことなわけですけども、それは町の条例にとって都合のいいことであって、町民にとって都合のいいことではありませんね。ましてや、まだあそこに仮置きできない汚染わら、汚染牧草もあるわけです。ですから、水資源の山のほうだけ守ればいいというわけではないでしょうし、またその処理できない部分に関しても、これは条例の範囲内とは違うと思いますけれども、そういうものに対して町長どういうふうに思っているのかなというふうに思って、それをお聞きしたいと思います。

もう一つ、非常に単純な発想なんですけれども、人の家の土地にこの条例で網かけられるんだべかといふにいつも思うんです。これは、4番議員の議発でさまざまな形で条例制定したときにも議論あったんですけども、ですから基本的に、町長、副町長、総務課長が大丈夫なんですよと言われれば、ああそうですかと言うしかないんですけども、その辺町民の方々がわかりやすく理解できるような手法で、やっぱり水資源を確保するためなんですよというふうなことばかりではなくて、皆さんの生命、財産も守りたいから、こういうことでも努力するんだよと町長ははっきり言ったほうが、私は町民の理解が得やすいし、ましてや議会としてしっかりとした議論をするためにも、ちょっと奥歯にものが挟まったような形でこの条例を通すよりは、町長のこれからのいろいろな最終処分場のさまざまな判断材料とすれば、議会と一丸となって、または町民と一丸となってやりやすいベースがかえってできるのではないかなというふうなことを思いました。

それから、第5条なんですけれども、審議会ということの部分でうたわれているんですけども、これは例えばその条例ができる、またはそのできた状況の中でこの審議会というものをつくって、この審議会の委員の皆様これらにこれらのさまざまな判断をしていただく段取りなのかどうか、その辺の事務上の問題をお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初に、私のほうからお答えさせていただいて、後は詳細については総務課長からお答えさせていただきたいと思います。

まず、この条例制定については、当然これは第一に町民の命と暮らしを守るためと、議員のおっしゃるとおりでございます。別にこれは隠すつもりでもなく、これは当然のこととして、この前文にも一部そういった内容が書いてありますけれども、これが一番大事な点であります。

また、これも前文にもあるんですが、やはり将来の世代も、この良好な水環境というものを享受できると、いわゆる将来の世代の命と暮らしというものも、これは今こういった問題に遭遇している我々としての責務であろうというふうに思っております。

そして、3つ目としては、やはり水源に立地している町として、下流域のことも考え、この水源を守っていくということ、そういった責務があると思っておりますので、今回の条例を上程させていただいたわけです。

そして、この今回の指定廃棄物の問題に関しては、別表を見ていただければ、ここにはっきりと別表の9のところに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特措法第17条第1項の規定による指定に係る廃棄物の処分場の設置ということも具体的に書いてありますので、まさにこのことのための条例であるということを明確にしているところでありますし、このことは町民にはっきりと、これはやっぱりお伝えしていく必要があると思っております。

また、足並みということでもありますけれども、なかなかそれぞれの市町の状況、首長のお考えも違いますので、足並みを現時点でそろえるということは困難だと思っております。ただ、きょうの新聞を見て、私も一つの変化というものを感じたわけではありますが、栗原の市議会、放射性物質汚染対策特措法の見直しを求める意見書を、開会中の12月定例会に提出することを決めたということなんです。この内容を見ますと、国が各県で進める方針の指定廃棄物最終処分場の建設が、住民らの反対で調査段階でとまっていると指摘、各県処理を決めた基本方針の見直しと、8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の処理を国と東京電力の責任で行うことを求めていると。まさに加美町がこれまで主張してきたことそのままなんです。こういう発言、議会の動きというのはこれまでなかったわけですから、特にこの8,000ベクレル以下も含めてということは、大和町も栗原市も全くこれまではおっしゃっていなかった。ですから、加美町がこれまで進めてきた運動、町民と一緒に運動してきた成果、あるいは主張してきたことが、ほかの自治体にも影響を及ぼし始めているなというふうに感じております。ですから、このことについても、他の2自治体との足並みをそろえてからということではなく、やはり必要

な手段は講じていくということで、今回提案をさせていただいた次第であります。他の2自治体も、そういう方向で今後動きが出てくれば、なおよろしいのではないかとこのように思っている次第であります。

私からは以上であります。あとは総務課長のほうから説明します。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、土地の問題についてちょっとご質問がありましたので、皆様のお手元の10ページに宮崎地区の図面がございます。それを見ていただきますと、ご案内のとおり県で指定している区域が色を塗られていないところです。黄色で示したところが、今回追加の13平方キロメートルです。見ていただくとわかるとおり、岩堂沢の流水エリアは、その県の保護エリアに入っております。二ツ石ダム並びに宮崎地区の水道水源であるキタイ沼の集水エリアは、県の水道水源の保全区域には入っておりません。こういったところを見ますと、今回改めて町として二ツ石ダムの集水エリアとキタイ沼の上水道の水源エリアをきちんと保全していかなければならないということでのエリアの設定をさせていただきました。

それで、このエリアにつきましては、土地の所有につきましては国有地が106平方キロメートルあります。それから、県有地が1平方キロメートルです。民有地が0.7平方キロメートル、あと町有地が29平方キロメートルあります。その中で、網をかぶせるということなんですけれども、もちろん民有地もございます。その流れ的には、今回議案の可決いただいた後、区域案、今皆さんにお示ししているこの案なんですけれども、まず20日間の関係図書の公告縦覧をさせていただきます。それを経て、先ほどの環境審議会に図っていくんですけれども、その縦覧期間の中で利害関係者からの意見を聴取するという形になっております。その意見をもって審議会にお諮りをさせていただいて、解決していくという流れになっております。なお、公告縦覧につきましては、町の広報板あるいは広報紙、それからホームページ上でも公開させていただきます。縦覧を進めるというふうにさせていただく予定でございます。

土地の関係、それから今の審議会の関係については以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今一時仮置きをしている牧草でありますけれども、これに関しては既にフレコンバックに詰めかえをし、製造メーカーでは5年の保証というふうに言っておりますけれども、安全に保管するような今体制で保管をしております。ただ、それ以上のものをどこかの場所に集めるかという、なかなかそういう状況にはありませんので、農協とタイアップを

して、とりあえずは各農家にあるものについてもフレコンバックに詰めかえをして、当分の間これは現在ある場所に保管をしていただくということしかないだろうというふうに思っております。

ですから、そういったことも含めて私は各方面に、この8,000ベクレル以下も含めて国が責任をもってこれは処分すべしということを訴えているわけです。そもそも、この特措法では8,000ベクレル以下は市町村で処分しなさいと、こんなばかな話はないんです。他の放射能に関する法律ですと、クリアランスレベルの100ベクレルを超えたものは、その原発の敷地内に厳重に保管することを義務づけているわけです。にもかかわらず、この特措法では8,000ベクレル以下は一般廃棄物というふうな名称をつけて、何ら問題がないんだと、一般のごみと同じなんだというふうな誤解を招くような法律、そして市町村での処分を強いているわけですから、やはり私は特措法の改正によって、きちんとこれは国、東電が責任を持って8,000ベクレル以下のものも処分をする必要があるというふうに思っております。ですから、今後ともこれは加美町のみならず、どこの市町村でもこれは苦慮しているわけですので、指定廃棄物をはるかに上回る量、十数倍あるわけですから、やはりこの特措法の改正ということをしなければ、この問題の解決は図れないということで、なお一層それに向けて働きかけてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 2回目ですね。町長から詳しい説明をいただきました。ことし1月20日、その最終処分場の候補地が県内3カ所発表されて以来、町民の方々もさまざまな形で努力されて活動をしてきました。当初は、町としても最終処分場の選定に関して合致していないということで、町長ずっと初め主張してきたわけですがけれども、合致していないどころか県内に本当は必要なのか、またはもっと大きく言えば、原発のあり方まで議論がされるような大きな問題になってきました。

そういった中で、町長ここはだめなんだよと言った中で、だめというふうには主張してきたんですけれども、こんなことはないと思うんですけれども、例えばそうなった場合には、差しとめも視野に入れて頑張るというふうなこともマスコミ報道の中ではお話をいただきました。この条例で、今までの議論の中で、町長が言う潮目が変わる、方向性が変わる、特措法が変わるというのは別にしても、こんな余計な心配はすることないんでしょうけれども、この条例で差しとめ、これここで議会で言っているのかどうかかわからないですけれども、これ差しとめ訴訟に耐え得るような条例なのかどうか、町長はいかが思っていますか。これが一つ。

もう一つ、やはり先ほど町長の答弁の中で、水資源の一番最前線ですよね、上流地域としてとにかくこれだけは、水資源の環境だけは守っていかなければならないんだというふうなお話なんですけれども、やはり水を享受しているのは我々だけではなくて、下流域の方々も同じであります、その恩恵を受けています。そういう方々との連携、先ほど栗原、大和との連携というお話をさせてもらったんですけれども、その辺単なるその水資源の条例をつくるということではなくて、これを流域の環境を守るとか、またそれがもっといくと海洋、ノリ業者さん、余計な話しますけれども、田んぼ大雨降ると、秋以降養殖ノリの海までわらが行って、ノリをつくるときに点々とわらがくつつくんだというようなお話まで聞いているんですけれども、そういう流域の環境という部分に関してまでも枠を広げて、流域環境またはその流域市町村が手を合わせて、力を合わせてやっていくというふうな方向があるのかどうか。この2点について伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、1点目の耐え得るかということですが、私は耐え得ると考えております。恐らくはといいますか、一つの可能性としては、最終的には司法の判断になるのではないかというふうに考えております。その際、今回の環境省の選定の中に、私は明らかな瑕疵があるというふうに考えております。ですから、司法の場での判断となった場合に、これまで私たちが主張してきたようなことを、全てこれは判断材料になると思っております。十分これは耐え得るというふうに考えております。

また、2点目、流域との連携でありますけれども、やはりこれは大事だと思っております。ですから、この条例を皆様方にご可決いただければ、やはりこのことを流域の首長さん方にも、あるいは議会のほうでも議会としてきちんとご説明をしていただいて、皆さんにご理解いただくと。そして、この条例は一人加美町のためではなく、この流域全体にとって必要な、流域全体の住民の命と暮らしを守るために必要であり、かつ非常に大事な条例であるということをご理解いただく努力というものを私はしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 町長の答弁で、もし国との主張同士の争いになったら負けないと、勝てると、大変心強く思いました。ただ、今議会の判断が、これからさまざまな紆余曲折、これは加美町にとって、または宮城県にとっていい紆余曲折、また方向性があるかもしれないし、または今我々議会の判断が、今後やっぱり闘っていくためには執行部も議会も一緒ですから、もちろんお金もかかるわけですから、そういう状況の中で今回のこの水資源の保全条例に関して

は、これからの加美町の方向性も占う非常に大事なものだと思います。ただ、この条例が通ったとて、必ずや町民または下流域の生命、財産、またはあえて町長からも答弁ありましたけれども、最終処分場の問題の解決には何らまだならないわけです。そういう面でも、今までの質問の中で言わせていただいた下流域の方々との連携、または栗原市、または大和町とのさまざまな形での連携、もう一つはやはり市町村の会議または宮城県、少しさまざまな形で話し合う機会をいただいて、宮城県が一丸となって、またはその原子力の問題についてもさまざまな形でいい方向が出せるような行動といいますか方向性を担っていただきたいと思います。反対だと言っても、なかなか難しい部分はあると思うんですけれども、今後町民を中心とした断固反対する会の方々もさまざまな形で活動していくと思いますので、より行政の支えといいますか、よろしく願いをしたいと思ひまして、終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 基本的に上位法が優先するという、まず基本的な問題があると思うんですが、この辺からいうと裁判云々に行く以前の段階では上位法が優先するというのがまずありますよね。この辺町の制定する条例がどう対抗できるかという判断、ひとつ伺いしたいと思いますし、別表に書いてあります廃棄物の表現が、放射性廃棄物及び放射性物質に汚染された廃棄物を言う、ということに表現されておれば、牧草も当然先ほど言ったように入るわけですよ、8,000ベクレル以下のものも。そういったときに、ここの処理事業というふうに表現していますが、私は田代に置いた牧草の仮置きというあの処理が、一つの一時的にしる処理に表現されるのではないかと思います。これは、いざ裁判とかそういう問題になったときに、ここの表現が非常に俺は微妙になってくるのではないかという気がするんです。そういうふうになった場合、町で一時的にでも仮置きの処理をしたという表現がありながら、ここにこれを否定する条文が果たして載せられるのかどうかという問題もあると思うんです。そういう意味で、私の話もそうですが、14番議員のそういう他の流域の関係の自治体との連携という問題もありまして、今回急いで本日この条例を可決しなければならないかどうか、この辺もう少し協議する時間はいただけないものか、少しお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） それでは、私のほうから最初の2点にお答えさせていただきます。

まず、上位法になるか、ならないかの判断になると思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、一応目的を異にするということであれば、それが上位法とならないと判断させていただいております。それは、判断するのは先ほど申し上げた別な場だというふうになると思います。

それから、牧草の件なんですけれども、処理事業ということで業とする形がここで述べられております。要は処理事業、あれはあくまでも仮置きという形で処理しているものではないですね。例えば、処理となると焼却あるいは埋め立て、そういったいろいろな処理事業としてやる場合を想定、ここでは示しているものでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 時間をかけてというお話もありましたけれども、答えられれば。町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、特に延ばす必要性は感じておりません。国としては、雪解けを待って現地調査に入りたいという意向も示しておりますし、これからどんな動きが出てくるかわかりません。私は、十分これは耐え得る条例だと思っておりますので、ぜひご理解いただいてご可決いただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 1点目は、一応これに罰則規定はありませんけれども、罰則規定を設けるつもりはなかったのかということと、なぜ設けなかったのか。

それから、条例制定の際にパブリックコメントを実施するとありますけれども、今回実施されたのかどうか。

それから、もう1点、環境省がもし指定廃棄物の処分を強行する場合、町に許可申請を出されると、出さないでやるというようなことがあり得るというふうな、そんなことは考えていないのかどうか。許可申請出さないで強行された場合、当然裁判とかということになるのだと思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

こちらで言っている罰則規定につきましては、条例の中で、最初に報告を受けてから立ち入り検査をした中で、改善命令を最初に出ささせていただきます、問題があればということなんですけれども。それで、あとまだ直らない場合は勧告をさせていただいて、それでも直らない場合は中止命令を出させていただく。その中で、応じない場合はということで、第18条に公表という形をとらせていただきたいということにしております。事業所といたしまして、そうい

った該当になった場合は公表ということで、そういった社会的な罰則を受けていただくということで、罰金とかそういったものはここでは計上させていただきますでした。

あと、パブリックコメントのお話なんですけれども、パブリックコメントは、広くこの条例の中で住民に知らせる意味もあって伺いするということはあるんですけれども、今回は一応パブリックコメント自体は時間的なものもちょっとありまして、義務化にはなっていないところがあるので、今回は町からの提案ということでやらせていただいたということです。

あと、許可申請を出さないでやった場合については、今申し上げたその罰則規定の中で、町としては処理をさせていただくと。それが強行という手段がなされれば、それはそれなりの社会的な問題としてなるやに思います。町としてできる範囲の限りは、そんな中でやらせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 全国にもこのような水源保全条例というのは制定されている自治体があると思うんですけれども、どのくらいあるかということと、その中で罰則規定を設けている自治体がどのくらいあるかということを教えていただきたいと思います。

それから、パブリックコメントについて、本当に今までの多くの議員の方からもあったように、町民においても誤解を招くような部分もあるということであるので、やっぱり町民にもその辺もきちんと説明して、こういう趣旨でこういう条例を制定するんだということを教え、町民の意見も伺うべきではなかったかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

全国の事例ということで、詳細は調べておりません。ご案内のとおり、参考とさせていただいたのは近隣の事例、県内あるいは隣接の、他県のところは若干参考とさせていただきました。その中で、罰則規定についてはその中ではありませんでした、罰金刑云々については。

それから、パブリックコメントにつきましては、当然そういった形でやるべきところはあったんですけれども、先ほど申し上げたとおり、時間それから町からの提案の中でやらせていただいたというのが実態でございます。申しわけございません。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） これまでの皆様方の議論を聞いていますと、以前にも町長はそろそろ潮目が変わってきているというお話もございました。確かに、この条例の目的というのは重々理解できるところでありますけれども、そういった栗原市の動きや、あるいは潮目が変わってき

たというところで、果たしてこの条例がこれから我が町の運動の展開に対してあんまりプラスになるとは私は思えないんです。他町村との協力を図っていく上では、もしかしたら足かせになる部分もあるのではないかと。加美町は相変わらず1人で突っ走っているなど言われかねないように私は思うんです。その辺重々考えてこの条例の提出に至ったものか、お話しいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど工藤議員から大事なご指摘をいただいたわけですが、この流域を巻き込んでいくということが私は大変重要だと思っております。我々はこれまでも加美町に来なければいいということではないと、それだけで反対しているわけではないと。流域のことも考え、2万ヘクタールに農業水を供給している水道水源特定保全地域につくるべきではないというふうなお話をしておりますけれども、残念ながらなかなかそれが伝わっていないわけですから、私はこの条例を制定することによって、加美町は私が今申し上げたようなこの流域全体の水源を守っていくと、そういう思いと覚悟で今この問題に対処しているということを皆さんにお伝えする機会に私はなるのだろうというふうに思っています。

ですから、我々の町民は本当に一生懸命やっていて、この町民の活動が今回の環境省の強引な現地調査を阻止する結果となったわけですが、やはりこれからは流域の方々に、我々がどういう思いでこの活動を展開しているかということをご理解し、共鳴していただく必要があると思っております。ですから、私は逆にそういうふうな思いを持っておりますので、引き延ばすというよりは現時点でこれは条例を制定し、十分流域の方々にご説明し、ご理解をいただいて、できるだけともに反対の声を、あるいは県外処分というふうな声を上げていただきたいというふうな思いがありますものですから、上程をさせていただいた次第であります。

よろしくご理解、ご協力をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 町長の思いということも重々理解はできるんですが、であれば、この条例を提出する際に、目的あるいは説明の段階でそういったところまできっちり触れてから説明したほうがいいのではないかとということが一つと、それから仮にこの条例を可決したとしても、この第16条の中で事業の中止を命じることができるということもありますけれども、裁判しているうちに事業はどんどん進んでいって、いざとなったらもうできてしまったという状況になりかねないわけですが、この条例では。決して阻止には確実に結びつくとは思えないんです。何となく、言葉は悪いんですが張り子の虎のような感じがして、どうしても納

得できない部分があります。もう少し考えてから再提出したほうがいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この条例の前文を見ていただくとおわかりのように、この水資源が損なわれることは、私たちの町のみならず下流域の生活、引いては生態系をも脅かすことになりますということで、下流域のこともこの前段でうたっているわけですので、当然これは下流域のことも考えた上での条例だということです。

それから、私もこの条例だけで十分とは当然思っておりません。まず、大事なことは今後とも町民と一体となり、議会、執行部一体となって反対の声を上げ続けるということが重要だと思っております。11月の参議院の環境委員会でも、望月大臣から住民の理解を得た上でというふうな発言がありましたので、私はそれが政府としての公式な、当然ですね、これは環境大臣が言ったことですから、見解だと受けとめておりますので、国がこれまでのような強引なやり方、一方的なやり方というものは、これはしないであろうというふうに思っております。国がそういった強引なやり方をすればするほど、これは私は国にとって、国の立場が不利になっていくのだらうというふうに思っております。ですから、まず私たちはこれまでどおり町民と一体となって、そして行政としてはやはりきちんとこれまでのように理論詰めで、これはこうであって我々は受け入れることはできないということをやはり言い続けるということが大事だろうと思っておりますので、質問書についても今回回答が来ました。全く話にならない回答書がありました。こういったことについても、また年明けになろうかと思いますが、再度質問するという事柄も出てくるでしょう。この選定過程の不備な点、問題点、こういったことはこれからもきちんと国に対して主張していくと、そして我々が納得のいく説明がない限りは、これは環境省との協議の席に着くつもりもありませんし、ましてや住民説明会というものを受け入れるつもりもありません。よって、この事業が私は進んでいくとは到底思えませんし、これは塩谷町についても同じですね、全く話になりません。候補地を見て、私は何でこんなところがと改めて思いましたが、川の岸部まで候補地でありまして、容易に水が出れば浸食されるような場所が指定されているわけですから、浸食されれば面積も減っていくと、全く理解不可能な場所が指定されておりました。ですから、私は環境省の今の進め方、これは宮城県のみならずどこの県でも進むはずがないということ、塩谷町の候補地を見て改めて思ったところでもありますから、このことにだけ頼るというわけではなくて、塩谷町との連携ももちろんとりながら、流域の皆さん方のご理解もいただきながら、そして何よりも議会の皆さん方、

そして町民の皆さん方と気持ちを一つにして対抗していくということが大事だと思っておりますので、何とかご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 町長の思いというのは重々理解できるわけですが、ただ田代には、先ほども何度もお話が出ておりますけれども稲わらですか、一般廃棄物ですか、指定廃棄物にならない部分が町で一部あそこに集積しているわけですが、事業でなければいいんだという答え方はどうも私はおかしいのかなと。町が大きな予算をかけてやっていることが一時仮置きだと、私は十分それは事業に匹敵するのではないかと思うんです。あれだけの予算をかけてやっているんですから、その辺をきっちりこれからどうやって処理していくかはっきりしてから、やっぱりこういった条例はやはりつくるべきではないのかなと私は思います。その辺もう一度お話をお聞かせいただきたい。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のお気持ちもわかります。ただ、このはっきりしてからといいますと、いつになるかわかりません。先ほど申しましたように、町独自での処分はこれは不可能です。町で焼却することも埋め立てることもできません。ペレット化や炭化といったほかの減容化、方法もありますけれども、これは膨大なお金がかかります。国はそのような事業に一銭もお金は出さないわけです。ですから、加美町のみならず、どこの市町村もこの8,000ベクレル以下の処理は独自に処分することはできないんです。先ほど申し上げたように、もう特措法を改正して、8,000ベクレル以下も含めて国が責任を持って処分するということになれば、これはどうにもならないものです。ですから、その処分を待って、そしてこの水環境保全条例を可決するということでありますと、これは5年先か6年先かわかりません。あるいは1年後に法が改正されるかもしれませんが、全く見通しが立っていないわけです。だから、そういった中で国は何とかこの処分場を各県に建設しようとしているわけですから、ですからそれを待って、それに決着をつけてからというわけにはいかないと考えておりますので、そのところは十分ご理解をいただきたい。私も、早くあれはもう国の責任で持って行ってほしいと、東電の第一原発にある100ヘクタールに今すぐでも私は運んでほしいという気持ちでいっぱいです。しかしながら、幾らこれは訴えても、特措法を盾に国はそれをしようとしません。町独自に何らかの形で減容化を図ろうとしても、国は一銭も金を出そうとしない。それが現状でありますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 暫時休憩いたします。3時45分まで。

午後 3 時 3 5 分 休憩

午後 3 時 4 7 分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げますけれども、質疑について時間は充分にありますけれども、簡潔にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質疑。8 番伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 先ほど来、時間をかけて条例が最終処分場白紙撤回の戦力となるかどうか、そういった意見が相次いでいます。議会としては、意見書を出した時点で最終処分場には反対なわけで、撤回したいという思いは一つなんだと思います。実効性がないなら制定する必要があるかとかというふうな話もありましたが、私は水資源条例、この水資源を守るという水源保全条例、この必要性については誰もが異論はないと思います。

それから、先行していくのかどうかというふうな話もありましたが、私が大和町の集会に出たときに、加美町が勇気を持ってやってくれたことが私たちの背中を押してくれたというふうな話もあります。先行してこの条例を制定することで、頑張っていこうという人たちも、それからなるほどと思って目が覚めていくというか、そういった人たちもきっといると思います。原点に戻って、そもそもこの条例の目的は何だったのか、この条例はきれいな水を町民が享受する権利を守るため、水資源の保全に必要な施策を講じて水質の保全を図り、もって現在及び将来にわたり町民の生命及び健康を守ることを目的とするとあります。この条例の目的について、これをどう考えるかというふうな論を展開するべきだと思いますが、前置きが長くなって済みませんが、今町政懇談会でずっと10カ所懇談会をしてきましたが、そこでまちづくり総合計画の話がありました。そこで、町長がいつも掲げております子供を産み育てやすい環境とか、この町で働き続けられる産業の創出とか、元気で暮らし続けられる地域づくり、こういったことに対してワールドカフェとかやっているわけですが、そこでの意見とか子供の声とか作文とか絵画とか、そういったことにこの水資源条例そのものに直接結びつくとは思いませんが、そういった命を大事にしていくとか、次世代にわたってこの自然を守っていくとか、そういったことに関して発言したり表現しているものがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤議員に申し上げますけれども、私先ほど言ったのは、意見ではなく執行部に対する、条例に対する質疑ですから、そういった観点でお願いしたいと思うんです。

けれども。ちょっと執行部に対する質問の要旨がはっきりしないと思います。もう一度お願いします。

○8番（伊藤由子君） 町政懇談会で、総合計画の話がうるりましたが、その中で元気で暮らし続けられる地域づくりということに関して、子供たちが表現したり発言したり、若者もそうですが、している内容にどんなものがあったのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今町では総合基本計画をつくっておりますが、そこで子供たちに絵の募集とか作文の募集をしております。そして、その作文の小学校、中学校それから学年ごとに分けて多くの作文が寄せられておりますが、半分ぐらいですか、それ以上、町の自然を守ってほしい、こういう処分場には反対だというような作文が見受けられました。絵画についても、緑美しい自然の加美町を将来に残そうというような絵がたくさんございました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） そういった子供たちの願い、子供たちの思い、それから住民の思いをかなえるために今総合計画をつくっていると思うんですけれども、それをこのひとつ水資源保全条例と絡めて約束していくということが大変大事だと思うんですけれども、どうでしょうか。そのことについての考えを伺います。

○議長（下山孝雄君） ちょっと本題から離れるような感じもしますけれども、関連があると思いますので特別に答弁をいただきます。町長お願いします。

○町長（猪股洋文君） 当然、この基本方針のまちづくりの理念、昨日もお話したように、共生、そして協働、自治というふうにうたっておりますので、当然これは自然との共生ということがその精神でありますので、その自然を汚すということ、あるいはそれによって人々の命や暮らしも脅かされるということ、これは断じてあってはならないことなわけですから、今回の条例というものが基本総合計画をある意味では担保していくというふうなことも言えるかとは思いますが、以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに。5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 先般、加美町自然環境を放射能による汚染等から守る条例が成立しました。この条例の第3条、第4条で町の責任と委任を制定しています。これは速やかにやるということだろうと思うんです。これに基づいて出しているということよろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、一昨日三浦 進議員のご質問にお答えしましたように、この9月19日全会一致で可決された加美町の自然環境を放射能による汚染等から守る条例、この中に第3条に町の責務、そして第4条には委任ということがありますので、これを受けて町の責務として今回の条例というものを提出させていただいたわけでありますので、また委任についても、この条例が制定された後に規則等で定めていくということですから、この2つの条例といえますのは対になっている条例であって、これがそろって初めて実効性が出てくるというふうに理解をしております。

○議長（下山孝雄君） 5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） この守る条例に基づいて速やかに出してくれたことに感謝したいと思います。さらに、塩谷町において湧き水保全条例を我が候補地より後に指定されたにもかかわらず速やかにできたということは、その勢い、反対の意思、町民の意思は反対一色であります。この間の第4回緊急集会においても、あのアンケート調査、何%か知りませんが、98%とか非常に高い割合が反対をしているわけです。ですから、この守る条例から出されたこれを速やかに成立させる必要がある。

もう1点、国は国民から選ばれた政府、加美町議会は加美町民から選ばれた政府、この政府は同じ価値を持つというのが地方分権一括法の趣旨であります。したがって、同じ価値である我が町議会が、この条例をつくってその政府に対抗するというのは全然問題ないわけであります。さらに、特措法の政府方針というのは、加美町が最終処分場であるというのは決めていないわけです。そういうことにおいて、どの法令にも違反しません。よって、この保全条例は速やかにすべきものというふうに思いますが、その前のこの地方分権一括法について町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに対等な関係になったということでありますので、やはりそういった気概を持って我々は地方自治というものを進めてまいる必要があると思っております。先ほど申し上げた憲法で定めているこの地方自治の本旨というものの、これは団体自治と住民自治というふうに言われておりますけれども、この団体自治といいますのは対国に対するものであります。ですから、これは平等という立場で、私はやはり町は町独自で町民の福祉の向上、町民の幸せのために全力を尽くしていくと、それを阻害するようなものについては、やはりきちんと規制もしていくと、そのための条例の制定もこれはしていくということが、まさに地方分権一括法で言っている自治というあり方だろうというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 9 番木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） 質疑ですので、討論ではないので簡潔に申し上げますが、立場としてはぜひとも成立させていただきたいと。断固反対する会で、町民の方々が寒空の中を本当に命がけで守ってまいりました。議会としても9月議会で、先ほど5番議員が言われたように全会一致で理念ではありますが条例を制定し、それを受けて執行部として出してきたものですので、内容云々について多少不備はあるにしても、速やかに私はつくるべきだという観点から何点か質問します。

第5条の、先ほど工藤議員の質問にもあったのですが、一文抜けていたと思われますので、加美町環境審議会ということで、環境条例、環境基本条例の中にある委員、ここに団体を代表する者とか関係行政機関、執権者、あとは関心の高い者と、これは加美町の環境基本条例と全く同じ方が審査するのか、それとも別表で言われている1から9に対応できるその放射性物質に詳しい方も入れるのか、まずその辺が1点。

それと、第7条の5項、町長は以下の基準を満たす事業でなければ許可をしないものとするの中の（4）に、町民との協議の上同意を得ていることと、これはどの程度の同意を求めているのか。

それと最後、その同じ条項の7項目に、先ほど説明もありましたが、ふるさと宮城の水環境保全条例に新たに加える上乗せ条項として、条例として別表の1から9を加えるという考え方でよろしいのか、その点を伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、加美町環境審議会に諮るということで、メンバーは環境基本条例に定められている審議会のメンバーでございます。

それから、第7条第5項、町民との協議の上同意を得ていることということで、それで同意の範囲につきましては、原則町内全域というふうになります。

それから、同じ第7条の第3項に説明会の開催をうたっております。その中で、そこで判断されるところはあるんですけども、判断が難しい場合、また判断に重要性がある場合は、住民投票によって判断をするというふうな流れで進めていきたいと考えてございます。

それから、第7条の第7項なんですけれども、上乗せ条例ということで、ここではまず今回はエリアを広げて、宮城県で定めているエリアプラス加美町のということで、合わせた面積で考えてございます。それで、宮城県は国の申請、県の申請は届け出は義務化していないんです

けれども、加美町の条例は、同じそのエリアでは全てのエリアで国・県も含めて申請というふうにしてございまして、それに別表の第7条と第10条に関係する事業をそれぞれ加えた形で申請業者として、事業者として網をかけるという流れでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 9 番木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） その指定する範囲を追加しておりますけれども、要するにいただいた資料の黄色で枠どりした部分、これは全部町有地と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 黄色い部分の一部に民地がございます。あと、ほぼ町有地でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。17番一條 光君。

○17番（一條 光君） 17番です。今回の条例案の趣旨には反対するものではございませんけれども、やはり条例といいますのは完成度が高くないといけないのだらうと思います。その理由の一つに、我々が配付をされている条例集、今2,000ページにわたる条例集をもらっておりますけれども、理念だけでいいというのであれば、その条例集までそういった捉え方でしてしまうおそれがあるからであります。

伺う点は、まず第4条でありますけれども、事業者はとありますけれども、国、地方団体を含むと。これ地方団体の中に当該町、加美町が含まれるのかどうか、これが1点。

それから、第7条、第10条に関する別表ありますけれども、ここの第3項から第7項ぐらいまでですか、これはあくまでも水源地域に予定される事業なのかどうか。だとすれば、非現実的な記載なのかなと思いましたので、この点も2つ目として伺います。

それから、質問回数は3回に限られておりますので、第2条の町の責務について伺います。やはり、水源地域保全にかかわる必要な施策を定め、これを実施しなければならないとありますけれども、先ほど来の質問の中で、既に二ツ石ダムの上流に牧草の集積をやっている。そしてまた、いまだに各農家の庭先に数千トン単位で散在しているロール牧草がある。それを町がやはり取り除くための努力義務、これをもう少し明確にうたうべきだったのではないかと思いますけれども、この点も伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、第4条地方公共団体に加美町も含むかということで、含みます。

それから、別表の第7条関係で、第3項から第7項までの、これらの業種につきましては、議員さんおっしゃっているとおりなかなか、当然今もないところでございまして、非現実的なところには判断されます。可能性としては大変薄い事業者と判断しております。

それから、町の責務の第2条、町の努力義務としてそれをすべきではないかといったところ、町長からもちっとお答えをさせていただいているとおり、現実的な問題としてはなかなか難しいところがありまして、今後早急というか法令が変わらないとなかなか進まないところもありますので、そういったところに向けて努力していくといった中でお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 17番一條 光君。

○17番（一條 光君） 別表に掲げているのは、やはり塩谷町の関係資料を写したということで、そのままなっているのかなと思います。あそこで事業を営むという方もまずないのだろうと思いますので、それはいいんですけれども。先ほども質疑の中で、町長答弁しておりましたけれども、この条例が国の強行するやり方に対抗できるかというときに、町長はこれまでの加美町が選定された理由の中に瑕疵があったと、そこを突いていくんだと、私もそれは正しい方法だろうというふうに思います。そうすると、この条例で対抗を考えていないのだとすれば、中止命令とかそれから中止するための勧告ですか、こういったことはもう少し表現は穏当なやり方があるのかなという思いもするんですけれども、この点について伺います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

先ほど町長からも申し上げました、この条例一つをとって対抗するものというふうにはもちろんいかないというふうに思います。しかし、先ほどの瑕疵があるということだけで、では裁判ができるのかということも、それもなかなか難しいと思います。あらゆるものの総体で裁判をするということになるのではないかなというふうに思います。といいますのは、私この間、環境省が主催の一つである生物多様性を育む国際会議というのがたまたま大崎市で行われました。3回目だそうです。各地方を回って行われました。環境省の自然環境局自然課の室長さんをご挨拶をされていましたが、主催者の一人としてです。大崎市長さんも会場長として挨拶されていましたが、生物多様性を育むために、この自然環境そして田園、田んぼを守らなければならない、これが人間の豊かな営みというものを育むんだと、宮崎においては魚取沼もそうであるということで、3日間のシンポジウムやら発表とかありました。中国や韓国からも来られておりました。つまり、そういう一方で環境省は生物の多様性が必要なんだと、自然環境を守っ

ていくんだと、クマタカとかそういうものが飛んでいるということは非常に環境として喜ばしいというお話でした。そして、宮崎にはそれが飛んでいるということですが、国はそれを調査しなくていいというふうな回答をしております。いろいろなことが題材になってくるというふうに思います。

あわせて、今ダム建設のために鳴瀬川流域学識経験者の会議というのが行われております。11回だか13回になります、もう2年間になります。そして、そこでは河川の生物の研究者であるとか、海のさまざまな自然環境の研究者の方々と、土木関係の先生方と、そしてそのダムをつくる町である加美町と大崎市とそして東松島市の市長さんがそのメンバーとして入っていて、加美町においてはアユの生息する鳴瀬川を守らなければならないというような観点から、さまざまな意見をもう2年にわたってやっております。そうやって自然環境を守っていくと、ダムをつくるためにですね。

そういう中で、この最終処分場を建設するのに6回会議をやってもう十分だとか、半年間でもう出尽くしたとかということではなくて、さまざまな意見を聞きながら進めるべきではないかというふうなこともあります。ですから、この条例もそういう全てさまざまな面の一つとして、これもそのときの材料として、闘うというのもおかしい話で、国と闘うということではなくて、どのように環境を守っていくかということをお互いに話し合うべきだというふうに私は思いますけれども、そして必要なこと、必要ではないこと、やるべきではないことを理解し合う必要があるというふうに思いますので、そういう意味でこの条例の制定をお願いしているということでございます。先ほどの中止勧告というのは不穏当ではないかというようなご意見もございましたけれども、やはり町民の皆さんの条例です、ですからその意思を伝えたいというふうな思いもございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 17番一條 光君。

○17番（一條 光君） 先ほど、事業者の中に当該町も含まれるということでありましたけれども、やはりダムの上流に過去においてロール牧草をかなりの規模で集積をしている、立派な保管事業なわけであります。これを本来であれば、この条例にのっとるのであれば審議会にかけて、その是非を問うと、それによって町は動くということになったのだろーと思いますけれども、それは結果としてできなかったわけですが、今後どう位置づけるのか、この点が1点。

それから、ただいま副町長のほうからもお話ありましたが、ある部分そういった理念条例の考え方も理解してほしいという意味ですと、一番最初に言った国の法令に基づく授權義

務、あるいは裁量による自分たちの権限というものをいろいろな角度から照らし合わせてつくってきた過去の条例との兼ね合いをどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） では、最初の質問だけちょっとお答えさせていただきます。

位置づけにつきましてなんですけれども、一応第10条のところに、既存施設の取り扱いがここにあります。これに該当はしないんですけれども、こういった扱いになるところはございます。ですから、届け出を義務づけているというところは、こちらで定めています。

それから、ちょっと大事なところを言い忘れたんですけれども、この水資源保全条例というのを水資源としたのは、最初は水源条例でもよかったんですけれども、地下の水源まで及ぶところをここでうたっているんですね。それで、予定されているところで構造物が例えば8メートルとか10メートルあるというところの中で、地下まで全然保障が守られない状況があって、その地下水をここで守るところは規則のほうでうたっていきます。それで、地下水の環境基準というのがございまして、環境基本法で定められているその基準を町のほうの規則でうたって言って、あと河川も環境基本法で定められている河川の基準がございます。あそこは最上流部なので、水域の類型はA Aという類型になるんですけれども、そういったところを踏まえて排水基準、例えば施設ができた場合、いろいろな事業所さんのそういったところの排水基準をきちんと、おそらくコートショリの形にはなると思うんですけれども、一律の排水基準ではなくて、その類型に合った排水基準ということで、こういったところも規則の中で定めていくというのが今回の条例の中身でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 法令の解釈ということ、それからこの条例自体の正確性といいますか、そういうことかというふうに思いましたけれども、先ほど上乘せ条例というお話をさせていただきました。この上乘せ条例というものが、今緩やかに認められてきています。それは特に環境問題に関してです。環境に関して法律に反してはならないと、今までの上位法とかそういうもののある中で、環境を守るという観点に立てば、その趣旨からしてより厳しい法令をつくる、条例をつくるということに関して適法であるというふうに今はなっているということでございます。それに基づいてこのような条例をつくらせていただいたということでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君）　そもそも、この犯してはならない憲法29条、生命、財産を守るといった財産権、あるいはそこに住む生存権、こういったものが根底にあるのだらうと思いますし、さらには自治権も拡大されております。したがって、この分権型自治体の目指すこの条例としてはふさわしいものだと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、第6条、第8条の利害関係者、事業者、こういった方の意見陳情を求めるこの期間を入れなくていいのかどうか。

○議長（下山孝雄君）　総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋　啓君）　お答えさせていただきます。

期間につきましては、第5条でうたっているんですけれども、一応あらかじめ20日以上の間を水源のその地域の土地の縦覧に供しなければいけないということで、一応20日以上という形でその意見の集約を図っていくということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君）　よろしいですか。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋　啓君）　済みません、今のは縦覧の話でした、済みませんでした。

こちらの利害関係者につきましては、その期間については規則で定めていくということにさせていただきます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君）　よろしいですか。ほかにございませんか。3番早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君）　第1条の目的につきましては、誰しも異論のないところかと思えます。また、実効性とかその辺については、最終的に我々が云々とかではなくて、司法の場に委ねるしかないのかなと思っております。それを踏まえて、以下の点についてお伺いします。

先ほど来いろいろなご意見を聞いておりますと、目的に関しては異論はないんですが、いろいろ心配される点があるというふうなことかなと思います。それで、まず第1点ですけれども、第3条に町民の責務というふうなことであってあります。先ほどの総務課長の説明では、今回時間も余らないし、町主体で町民の意見は余り今回は聞く時間もなかったというふうな説明でありましたけれども、何らかの形で誤解を招かないように住民に周知徹底、何か補完をする考えがあるかどうかということが1つでございます。

それから、町長の答弁の中に、下流域については今後努力をしていきたいということですが、今幸いかな冬期間に入って、詳細調査が今一時中止という期間にいろいろ動かなければならないことというのはたくさんあるのかなと思います。それで、なかなか栗原、大和とは主義主張も一部違ったり、連携とりにくいところもあるいはあるのかもしれませんが、

そこも含めて県内の町村、それから塩谷町とはいろいろ連絡とっているようではございますけれども、他県いろいろ群馬等ありますので、その辺ともやっぱり連携を密にしてやっていったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、そういうお考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） それでは、私が全部答えます。第3条に関して。

まず、可決していただいたあかつきには、まずは町民にこれは号外を出して、きちんとこの条例の趣旨、目的等について周知を図ってまいりたいというふうに思っております。また、この流域の自治体、あるいは栗原、大和、そして他県の自治体との連携、まさにこの冬から春にかけての時期にこういったことを進めていく必要があるというふうに思っております。

また、町村会についても、これも皆さんにもお話ししたんですが、10月に初めて町村会としてこの問題について議論をしまして、加美町から資料も提供し、県外処分という文言を知事への要望書の中に入れていただいたという経緯もありますので、また町村会の場でこの条例についてもご説明をさせていただく機会を得てまいりたいというふうに思っております。

また、他の自治体にもこれは働きかけをしてまいりたいと。これまでも、流域のみならずさまざまな自治体に働きかけを県内、県外してきておりますので、今後ともそのような形で加美町の考えというものをご理解いただく努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今3番議員のほうから話がありましたとおり、この水資源保全条例というのは、先ほどの目的、あくまで町民ないしは流域宮城県、この広域の流域ですか、こちらの水を守るためにということで出された条例案ということで、皆さんこれは否定できない、むしろ賛成すべき点だというふうに私も思っております。

そこで、この第2条、第3条にあります水源地域の保全に係る必要な施策を定め、これは町の責務です、並びに第3条町民の責務として、町が本条例に基づいて実施する施策というふうにありますけれども、この辺の施策というのは具体的に今後どのように検討しているところなのか。また、町民の責務としてこれに協力しなければならないというふうにありますけれども、どのようなことを具体的に考えているのか、この2点お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

ここでうたっているその必要な施策というのは、これから町それから町民が進められるだろう、具体的にはまだありません。そういったものに対して、町の責務とそれから町民の責務をちょっとうたってあるところでございまして、今後の施策を具体化できれば、そういったところでこの条例に掲げて進めていきたいと思いますといった内容でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 6番の高橋議員とも関連するんですが、これから町の責務、町民の責務をとということで考えていくということなんですが、例えば今度それによってこの規則等が多分定められています。ですから、先ほどから皆さん言われるとおり、この条例の理解を得るために、やっぱりそれなりの具体例を出していかないと、なかなか条例も理解に苦しむのだろうという思いがします。町長、この条例によりまして、水資源を守り、町民の生命及び健康を守ることができますよね、どうですか。この条例によりまして、ここにうたっております目的、水資源を守り町民の生命と健康を守ることを大きな目的とすると。ですから、この条例を制定することによって、その目的が達成されるということで、町民の生命、健康を守ることができますね。確認します。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、そのための条例でありますので、そしてこれはやはり町民も努力といいますか、一緒にこれは役割を果たしていただきながら、ともに守っていくということの決意のあらわれですし、そのための条例であります。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号加美町水資源保全条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しますので待ってください。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 起立多数であります。よって、議案第79号加美町水資源保全条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時45分まで。

午後4時32分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

まず、日程に入る前に、昨日3番早坂伊佐雄議員の質問に対して、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長です。昨日、早坂伊佐雄議員からご質問いただきまして、3点についてお話を申し上げます。

まず、1点目なのですが、全国学力学習状況調査結果に関してということで、加美町は宮城県において大体どの位置にいるのかというご質問をいただきました。宮城県のほうでは、市町村ごとの結果を公表すると序列化につながるおそれがあるということで、公表はしておりません。それで、昨日お話ししましたように、あくまでも県平均との比較ということで、そこから判断をします。つまり、県平均を上回っておれば真ん中よりも上、下回っておれば真ん中より下と。ただ、どれくらい下か、どれくらい上かというのがわからない状況なんです。小学校におきましては算数Bが県平均をわずかに下回っております。ただし、それ以外、国語A・B、それから数学Aにおいては県平均を上回っております。

それから、中学校におきましては、残念ながら全ての教科で県平均を下回っております。ただ、昨年度と比較しますと、その県平均との差が大分縮まってきております。今後とも、各学校での分析、それから委員会での分析をもとにして、さらに学力向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

2点目についてです。夏の寺子屋に関してなのですが、寺子屋の参加率はどうかということで、在籍児童生徒数に対する申し込みということでお話を申し上げます。小学校では33.5%、昨年は13.3%でした。大分増加の跡が見えます。これは、やはり地区ごとにやったということが大きいのかなと思っております。中学校につきましては19.8%、昨年15.3%、わずかな増加があったということでございます。

3点目、寺子屋のアンケートの概要についてなのですが、これにつきましては主なところだけお話をしたいと思います。

まず、保護者アンケートから見られることで、寺子屋参加したことで家庭学習に変化がありましたか、ということで、学習時間がふえたというのが小学生の保護者の方で14%、中学生の

ほうで9%ありました。それから、自分の勉強という意識が出てきた、これが小学生で13%ありました。それから、意欲的、計画的になったというのが中学生のほうで14%、あとそれ以外については、なかなかまだ大きな変化は見られないということで、今後も継続していきたいと思っています。

それから、寺子屋に参加しての感想ということで、子供たちのほうから「支援員のアドバイスがとても役に立った」「わからないところを聞けて教えてもらい、わかるようになった」「家で宿題をやるより集中できてよかった」などという、一応プラス面だけの声を拾ってきたわけなんですけれども、それから保護者の方のほうでも「家にいるとだらだらしているのに、集中して勉強ができ、わからないところは教えてもらうので非常によかった」という声があります。それから、支援員さん、学生と書いてあったんですが、支援員さんたちの勉強方法のアドバイスなども教えてもらい、それをその後生かしていると、そういうお話もありました。小学生、中学生それから保護者の方も、ぜひ来年も参加させたいという声がありました。

ただ、そのほか開催期間とか時期とか、それから内容についていろいろな要望もありました。これらについては、冬の寺子屋を終えた時点でさらに検討して、来年度に生かしていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

日程第5 議案第80号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第80号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第80号加美町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、出産育児一時金の支給額について、産科医療保障制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持することを内容とする健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成27年1月から施行されたことに伴い、加美町国民健康保険条例も同様に改正するものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号加美町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号 加美町土づくりセンター条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第81号加美町土づくりセンター条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第81号加美町土づくりセンター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成21年8月から稼働しております加美町土づくりセンターにおいて、昨今の電気料金や燃料費等の高騰により生産コストが増大し、指定管理団体である加美町畜産公社の経営を圧迫していること、さらに改善が見られない受け入れ原料の水分含量を是正するため、新料金体系を設定することなどから、新たな使用料の上限を設定し、同公社の経営の改善及び健全な運営を促すため条例の一部を改正するものであります。

お手元に議案資料として条例改正の概要と新旧対照表を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号加美町土づくりセンター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号加美町土づくりセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第82号 加美町営住宅条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第82号加美町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第82号加美町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、小野田北原地区に整備しているシルバーハウジングの供用開始に向け、条例の一部を改正するものであります。

少子高齢化社会が進行し、要介護者や単身、夫婦のみの高齢者世帯が増加している中、シルバーハウジングでは、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を配置し、必要に応じたサービスを提供することとしております。

改正の内容は、用語の定義にシルバーハウジングと生活援助員を加え、別表の整備を行うものであります。

お手元に議案資料としてシルバーハウジング管理運営要綱（案）と新旧対照表を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号加美町営住宅条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号加美町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）

日程第 9 議案第 8 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）

日程第 10 議案第 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）

○議長（下山孝雄君） お諮りします。日程第 8、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）、日程第 9、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）、日程第10、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）、以上 3 件はいずれも集会施設の指定管理でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案第83号であります。本案件は寒風沢、北川内、上狼塚、小泉、桜町、麓、柳沢、鳥嶋の 8 カ所の集会所に係る指定管理者として、これまでどおり各行政区組織へ指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、集会所施設は地域の活動拠点施設として公共性が高く、かつ管理を行わせる団体を公共的団体に限定していることから、指定の期間はそれぞれ平成27年 4 月 1 日から平成37年 3 月 31 日の10年間とするものであります。

次に、議案第84号であります。田川、白子田、下多田川、菜切谷の4カ所の老人憩いの家について、前議案同様の規定、趣旨、及び期間により各行政区へ指定管理者として指定するものであります。

さらに、議案第85号においても、下新田転作営農研修センター、上多田川林業センター、農村総合管理センター、下狼塚林材振興センター、四日市場コミュニティセンターの5カ所の産業活性化研修施設について、同様に各行政区へ指定管理者として指定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 大変質問しづらい時間帯になってきましたけれども、若干お伺いしたいと思います。

この地区で集会所として利用している状況の中で、設置のベースといいますか、地区の集会所として、またはその老人憩いの家、それから産業活性化研修施設ということでの分類での指定管理の提案でありますけれども、これはそれぞれ集会所の要するに建物というか施設の成り立ちというものが違うと思うんですけれども、先般町政懇談会のときに、使用料の減免をしてくださいというふうなお話がありました。この3つの状況で、多分土地は集落のものとか町のものとか個人のものとかというのは、さまざまな形でパターンがあると思うんですけれども、その辺のことがちょっとわからないものですから教えていただきたいと思います。やっぱり、町政懇談会で地域の地区民の方々の前で、区長さんが代表して減免してくれなんていうと、町と地区の利用関係の中でなし崩しで決まっていくのではないかというふうなところをちょっと感じましたので、町としての方向性をきちんとやっぱり区民の方々または集会所を利用していただいている地区民の方々に示す必要があるのかなというふうに思いました。

もう一つは、利用規則ですけれども、確かに設置の手法によって利用規則というのはまたばらばらだと思うんですけれども、規則というのは議会にかからないわけですよね、条例なんかはかかるわけですけれども規則はかからない。もちろん、さっきかんかんがくがく議論していただきました水資源でも利用規則はかからなくて、セットにすればよかったかなと思っているんですけれども、その辺についての決まり事についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

まず、今回の集会施設につきましては、それぞれの成り立ちがございます。ここに書いてあるとおり、福祉施設としてつくられた、要は福祉関係の助成を受けてつくられたもの、それからあと産業関係は農林課とかそういった事業を取り入れて建物をつくって、その名前がそのまま残っております。

それで、今回指定管理に出しているのは町の施設です。土地もそれぞれ町の土地に町の施設、所有であるものは、地区の集会所として利用しているものとして指定管理を町から委託していると、指定管理として出しているというのがこの17の施設でございます。

それから、使用料の関係なんですけれども、その集会所の成り立ちにちょっと戻っていくんですけれども、例えば土地は地域で買って、それで建物は地域でまた出して助成をいただいてつくったと、なおかつその建物は町に寄贈したということであれば、確かに町の指定管理施設としてこのような形では出てくるんですけれども、先般の議員さんが参加された地区の中の施設については、ある保育所の跡地ですよ。ですから、最初から町土地ですね。ですから、行政区で土地に対する購入はしていないところです。そうすると、ほかとの関係もあって、使用料をとって、ただ建物は行政区でお金を集めて、それから補助金は済みません、ちょっと出しさないんですけれども、県の何と言いましたか、済みません、いいですか。集会施設に合う、済みません、宝くじ助成を使って建てた施設でございます。そんな成り立ちがあって、使用料を町のほうでは徴収させていただいたというところの減免の意見でございました。そういった成り立ちがあつての集会施設は、それぞれ合併前、合併後もいろいろな違いがありまして、そんな形で今やっております。

それから、規則なんですけれども、使用の規則についてはそれぞれ集会施設の地区の規則で定めているというのが現状でございます。町の規則については、集会施設についてはありません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 加美町の集会所関連のことについてお尋ねをいたします。

特に、この寒風沢、北川内、施設の劣化・老朽化が進んでいる施設であります。こういったものには、特に安全面についての周到な調査が必要だろうと思っております。管理をお願いする前に、こういった調査がされたものかどうか、そしてまた管理者からのいろいろな提案があったかと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

寒風沢それから北川内、それから桜町、それぞれ分校の跡地が集会所となっております。それらについては、分校ですので町の所有として現在もなっております。ですから、修繕関係は町で全て修繕費としては計上されております。それで、各行政区長さんからそういった申し出があって、建設課のほうでそういったものを現場でちょっと見させていただいて、費用は予算化させていただいております。最近の例では、桜町のトイレがちょっと狭くて昔のままだったので、そういったところで最近予算化して改修をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 寒風沢の集会所において、玄関口の段差、そこでちょっと足をくじいたということも聞いております。こういったものに対する賠償責任保険、そういったものには入っているものかどうか。管理者の不注意によって事故が起こっても、いろいろな国家賠償法関係で町の負担となる可能性も十分考えられますので、この辺どうなっているか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

一昨日の三浦又英議員さんの質問の中でありました全国賠償損害保険が、集会所施設にも該当になりますので、そういった場合につきましては、その施設の管理者からこういった事故があったよという事故報告を受けて、その補償の手続をやりますので、そういった流れで賠償はなるようになります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援施設）

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援施設）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援施設）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町障害者自立支援センターの指定管理者として、社会福祉法人大崎誠心会を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

社会福祉法人大崎誠心会は、大崎市古川小野に事務所を置き、特別養護老人ホーム寿楽苑や知的障害者通所更生施設第二あやめ学園、また古川南町では工房パルコを経営するなど、大崎市域を中心に障害者や高齢者に対し多様な福祉サービスを提供している社会福祉法人であります。

本町においては、そのノウハウを生かし、平成19年4月から8年間にわたり保健福祉課西側にあります加美町障害者自立支援センターの指定管理者として、障害者の就労移行支援事業や就労継続支援事業B型、生活介護事業、短期入所事業、日中一時支援事業などを実施しております。また、地産地消の店加美パルコとして、米粉を使用したパンの生産販売を行い、店舗販売のみならず、各種行事、イベントでの出張販売や町内小学校等への供給も行うなど、積極的

に活動を展開し、販売実績も着実に伸ばしているところでございます。今後も、これまでの経験と実績を生かし、引き続き安定したサービスの提供と、より効果的な施設管理運営ができるものとハンエイいたしました次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流センター）

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流センター）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流センター）についてご説明を申し上げます。

本案件は、加美町中新田交流センターの指定管理者として、株式会社薬業振興公社を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年の期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社薬業振興公社は、ご承知のとおり平成7年4月に会社を設立、以来薬業地区の町営施設について町から受託し、平成18年4月からは町の指定管理者として管理運営を行っております。これまで、適切な指定管理運営を行い、その経験と実績を生かして、町民の生涯学習や、来町者との相互交流などを目的とした宿泊研修施設である中新田交流センターについても一体

的な管理運営が可能であり、効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと判断し、本議会にご提案させていくものであります。

お手元に議案資料として管理業務計画書と審査評価集計表を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） きょうの天気図は西高東低なんですけれども、今の議会、北高南低みたいな感じですので、生涯学習課長にお話をお伺いしたいと思います。

募集期間なんですけれども、いろいろな関係者の業者さんから聞きますと、募集期間が短くて準備できなかったのではないかなというお話もちょっと聞いたことがあります。その募集期間の設定についてお伺いをしたいと思います。

それから、この指定管理によって金額、資料を見るとわかるのかなとは思いますが、大枠でどのくらい経費削減できるのかということが1つ。

もう1つ、当然プロポーザルでやったのかどうかという内容まではちょっとわからないんですけれども、自主事業の実施提案という部分でどういう内容があったのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） ちょっと北高ばかりやって申しわけないですけれども。

指定管理の最初の手続関係を若干説明させていただきまして、期間についてなんですけれども、最初9月8日に第1回を開きまして、選定委員会のお話でございます。あと10月16日に。それで、その時点で公募というふうに決定をさせていただきました。その中で、公募する期間、通常1カ月は見なくてはなというところだったんですけれども、今回は20日間、正確には21日間しかちょっととれなかったんですけれども、その期間で公募はさせていただきました。ちょっと短いのは、何とか業者さんの、PRというんですかホームページとかにもちょっと上げさせていただいて、間に合う期間かなという判断で決定させていただきました。

あと、選定委員会については、お手元の資料に11月26日にやらせていただきました。

あとは、提案内容については、お手元の資料の管理業務の計画書の中で1番から6番まであるんですけれども、5ページのその他の管理運営に関する事項の中で、提案理由といたしまし

ては、その効率的かつ正確な経理の一元化が図れるというところ、これは応募があった薬業振興公社でございます。ちなみに、応募は1社しかなかったもので、その中での審査をさせていただきました。ここにありますとおり、売り上げ管理システム、活用することができるということで、現在実績があるところで効率的な経理が可能であるといったところでございます。

あと、大きな2番目に、経験豊富なことということで、経験があるのでそういったところで黒字の経営が可能であるといったところがございました。

あと、6ページのほうに提案的なものは若干あるんですけれども、多様な施設群との連携をしたプランということで、ここに一応3つのプランが掲げてございます。提案については、そういった内容の提案がございました。最終的に、8ページにその評価表がございますので、そういった中で判断させていただきました。なお、今回公社の社長が副町長ですので、選定委員会の委員長も兼務しておりますので、委員長は外させていただきまして、副委員長が代行で審査をさせていただいて、7名の委員で決定をさせていただきました。

あと、効果なんですけれども、現在かかっている金額から約800万円の削減が見込まれて提案させていただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。18番米木正二君。

○18番（米木正二君） 今回、薬業振興公社に指定管理をするということであります。薬業振興公社、旅館業というふうなことで、これまでのいろいろな経験を積まれておられるということで、経営に当たっては期待が持てるのかなというふうに思います。

あそこを私もいろいろな団体で利用させていただいているわけでありましてけれども、使い勝手がまず悪いということが一番感じます。といいますのは、毎週月曜日休館日ということであります。確かにあそこは研修施設であるということは理解はしておりますけれども、やはりどうもお役所的な施設であるなというふうにつくづく常々思っております。利用時間、休館日等の設定ということがありますがけれども、その辺休館日については毎週ということではなくて、やはり隔週とかそういった設定ができないものかどうか、これから検討もしていただけるものというふうに思いますけれども、その辺について伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

同様の質問を先日の町政懇談会でも頂戴いたしました。その際は、今回の議案となっておりまして指定管理者に決定してから協議していきたいと、それで幾らかでも利用しやすいようにもってきたいということで、そのときはお答えさせていただきました。以上です。

○議長（下山孝雄君） 18番米木正二君。

○18番（米木正二君） 生涯学習課長、町政懇談会の中でもそのような答弁をされたということでもありますけれども、やはり検討してどういった結論を出すのかというようなこと、やっぱりスピーディーに私はやっていただきたいと、この際やっていただきたいというふうに思うわけでもありますけれども、副町長という立場でありますし、葉菜振興公社の社長という立場もあるのですけれども、質疑するのはいかがかなというふうに思いますけれども、その見解をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

行き過ぎた発言だったら訂正をさせていただきますけれども、この指定管理、今総務課長が申し上げたように、私は外れて審査がなされました。ただ、そのときにこの指定管理の公募のときの資料は、今までどおり月曜日が休みという前提での指定管理になっておりました。ですから、それに基づいた人数のはじき方で出されているものでございます。ただ、今お話しのように、また町政懇談会でも質問がありましたし、それから振興公社の林泉館については年中無休でやっておりまして、指定管理料がなく、黒字を上げているところでもございます。ですから、今後町と協議をして、できるだけ皆さんに喜んでいただけるような施設でありたいというふうに思っておりますし、もしご承認いただければ、こういう言い方になると社長の言い方になってしまって、ちょっとおかしいかもしれませんが、地域のやはり小学校として使われて皆様に愛されてきた施設、そして宿泊施設として利用されている生涯学習的なもの、教育的な施設としても利用されているということでございますので、それを踏まえつつ地域の区長さん方、公民館長さん方と連携するための会議などを開いて、皆様のご要望にお応えする施設でありたいというふうに考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 交流センターの今現況については、食材は民間の方が行っているんですが、その辺についての新たに指定管理を受けた葉菜振興公社の考えをお聞きます。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

これまでいろいろ民間の方にお願ひしてきました食材それから庭の手入れ関係の条件をつけて、今回公募したものでございますので、そのままいくものと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 全体的に、指定管理全般に言えることなんですけれども、黒字なら管理料を下げる、赤字なら上げる、ほどほどにやればというふうな感じを持つんですけれども、そこでこの経営努力が正当に評価されるシステムがないと、管理者としてのモチベーションが高まらないのではないかなと思うんですけれども、この辺どうお考えになっておられるか。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

薬業振興公社の資料でお話をさせていただきたいというふうに思いますが、薬業振興公社、平成11年から平成15年まで昇給なしということで来ておりました。平成16年から平成19年までは1号俸1,000円から1,200円ぐらいということで、平成20年、平成21年も昇給なしということで来ています。給料の平均を見ますと、大変に低い給料で仕事をされてきたというのが実感としてありましたので、ゆ〜らんの社長さんともお話をしながら、適正な対価という労働意欲、モチベーションというものを上げるための給料に少しでもしていきたいというふうに思ってやってまいりました。

それで、今ご質問のような適正な指定管理料になっているのか、それから黒字になればその分指定管理料を減らすということになると、いつまでも上がらないわけですから、その辺は頑張った分を会社の剰余金として繰り越しをしていくというような形をしながら進めていければなというふうな思いでおります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田交流センター）は、原案のとおり可決されました。

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第88号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第88号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称変更したことに伴い、規約第12条第1項第2号に規定する財団法人宮城県市町村振興協会について同様の変更を行うものであります。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、同法第290条の規定により、その協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号宮城県市町村自治振興センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第89号 平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第89号平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第89号平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億367万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億5,658万2,000円とする補正予算と債務負担行為の追加6件、変更1件、及び地方債の追加1件、変更4件を行うものです。

歳入の主なものについては、町税として個人町民税5,000万円増、国庫支出金として保育緊急確保事業費補助金1,083万8,000円増、がんばる地域交付金4,680万2,000円増、県支出金として子育て支援特別対策事業補助金1,503万6,000円減、保育緊急確保事業費補助金1,083万8,000円増、繰入金として交流資源利活用推進基金繰入金3,500万円増、諸収入として森林総合研究所造林事業受託金1,322万円減、町債として庁舎改修整備事業債1,840万円増、観光施設整備事業債2,370万円減などであります。

歳出については、総務費では庁舎改修工事1,939万5,000円増、新エネルギー導入調査委託料700万円増、民生費では介護保険特別会計繰出金225万7,000円増、小規模保育施設促進事業補助金149万9,000円増、農林水産費では農地台帳システム整備委託料357万1,000円増、造林保育事業委託料934万4,000円減、商工費では地場産業振興施設改修工事257万7,000円増、土木費では田川焼失住宅解体工事200万円増、教育費では東小野田小学校施設改修工事620万円増、幼稚園就園奨励費補助金328万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 13ページのまちづくり推進費委託料、新エネルギー導入調査委託料が700万円計上されておりますが、この内容について伺います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（今野伸悦君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

13ページの新エネルギー導入調査委託料ということで700万円ほど計上しておりますけれども、この内容につきましては、木質バイオマス、あと農産畜産バイオマスの熱量もしくは発電量につきまして、加美町の特性に合った導入または加能調査を行うという事業でございまして、一応財源としましては、11ページのほうに雑入で計上しておりますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これを財源といたしまして今回調査を行うものでございます。なお、この補助金につきましては、公益財団法人日本環境協会という団体のほうで事業を実施しているものでございまして、対象事業費のほぼ100%が補助ということで今回認められまして、事業のほうを予定することになりました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 済みません、時間を押しているんですが、1点だけ。地元、19ページの田川焼失住宅解体工事というのは、この間の火災だと思うんですが、まだ原因のほうは追求されたのかというか解明されたのかどうかと、あと、この場合保険が適用されるのか、それとその火災の出火原因によっては個人負担があるのかないのかとか、そういったところを現段階で結構ですのでお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長、お答えします。

警察、原因なんですけれども、正式な発表はないんですけれども、現在調査中ということなんです。失火には違いないんですけれども、過失の原因者が特定できないということで、そういう事例がほとんどだそうでございます。よって、過失の責任を問えない可能性が高いということでした。

それから、保険なんです。共済の保険はあります。その額といたしましては、再建築価格から算出した減価償却後の残存価格か共済掛金のいずれか高い方が適用されるということでした。

それから、個人負担なんですけれども、本来ならば民法では貸し主に損害賠償ができるということではございますけれども、県の住宅などの要綱にもありますが、入居者が低所得者であるために重過失等がない場合は請求をしていないというのが現実だそうで、それに倣って新たな重過失が発表されない場合は請求できないのかなという認識であります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） その場合の、現在住んでいないと思うんですが、どこか新しいところを提供できるのか。それと、解体した後に同じものを復元というかつくり直すのか、その辺お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 入居されていた方は、現在実家のほうに身を寄せているということでございます。引き続き入居するかどうかは確認とれておりません。

それから、再建築するかどうかということではございますけれども、まだ今のところ取り急ぎ撤去を行って、住宅の周辺環境を整えるのがまず第一ということで、再建築等はまた今の段階では決定しておりません。

○議長（下山孝雄君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後まで一回ちょっと確認したいんですが、保険がおりる、要するに残存分というかおりる金額というのは、これは新しく建てる場合だけおりるのか、建てなくてもおりるものなのか、それだけ確認したいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 今のは、建てる場合のことで話を聞いておりました。もうちょっと詳しいことはまだ、申しわけありませんけれども。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） お答えします。

建てない場合は、残存価格で清算されます。新しく建てる場合は、それが保険の対象となつて、保険の金額としてはおりて建てられる金額として保険が対象になりますということです。（発言あり）どっちももらえます。済みません。

もう1回いいですか。建てない場合は、残存価格で保険がおります。建てる場合は、建てるものとして保険はおります。ただ、金額は違います。同じではないですね。残存価格は、もうその減価償却を除いた分の残存価格です。新しく建てる場合は、そのままおります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 12ページ総務管理費の財産管理費の大崎森林組建物取得という83万2,000円ですけれども、これはもとの森林組合の事務所のことかなと思うんですが、建物の割には随分金額が低いものと思います。多分町の持ち分とかいろいろあるのかなと思うんですが、それで、これを取得して今後どのように利用するのかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長、お答えします。

金額の算定につきましては、あの建物が昭和61年度に森林組合と加美郡4町が合体してこのような形で建てた建物でありまして、その森林組合支出分の1,600万円なにがしの5%の残存価格分、一応耐用年数26年ですので、もう二、三年過ぎていきますので、最終残存価格の5%分ということで80何万円というふうに見積もらせていただきました。

あと、跡利用なんですけれども、今考えているのが、当面はグリーンツーリズムの推進会議の事務所が今小野田支所の狭い昔の日本間のほうにおるものですから、活動上あそこを利用したいと。あと、うちのほうで雇っています事業団員、直営班なんですけれども、予定で来年度から通年で雇用したいというふうを考えておりまして、冬期間あそこでまきをつくったりと

いうストックヤードという形で利用していきたいと。放射能の関係が解決すればの話なんですが、最終的には町長が言っています薪の駅構想の拠点というふうな形で今は考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 明確な利用方法があることはいいことなんですけれども、これまで森林組合さんから、あの事務所があいてから数年たつわけなんです、その後地元の営農組合を核とする餅を加工する団体とかさまざま販売する団体とか利用させてもらってきたわけなんです。それなりの利用料は支払っているはずかと思います。そういった扱いはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長、お答えします。

上区・城内の方の件だと思うんですが、まだその売買契約していないので、直接お話はしていないんですが、当然今までどおりの利用状態という形でいきたいと思っています。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 庁舎の問題についてお伺いします。

最初、5億円という金額について多少いろいろ取りざたされたからかどうか、3億4,900万円云々に圧縮されたと。今回その辺慎重に審査した金額が出てきたはずだったのだと思うんですが、1,930万円の予算が計上されているということは、何かこの辺恣意的にというか意図的なものが臭いがするのではないかと勝手に思ったりするんですけれども、この辺ちょっと説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

ご質問の、最初5億円ということで進めて、昨年2月にその中で必要最低限の工事を行うということで、3億5,000万円弱ということで計画を行いました。それで、現在工事をやっている中で、足場をかけ、今外壁等新たに調査させていただきました。その結果、思ったより壁に亀裂が入ったり、ひさしの部分が落ちるような部分が発見されました。それで、新たに今の工事の最中、足場をかけている最中に工事を行えば、はるかに足場代等900万円ぐらい少なくて工事を行えるということで提案させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） つまり、高いところの外壁のひびは確認できなかったということは、していなかったという表現になるんでしょうかね。あと、屋上の手すりのぼろぼろになったのもたしか入っていたのではなかったかと思うんですが、あの辺は当然確認して、当然この辺はかえなければだめだという代物のくらい腐食していたと私は見ましたけれども、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） その確認という、うちの方の工事を担当する職員に言わせますと、最初に昨年の2月に全員協議会で説明した資料の中に、全体の5億円という予算の中で、その工事の中に入れていました。それで、手すり等、例えば今回発見された外壁のひび割れ等も、一応補修したいなというふうな設計のほうはあったんですけれども、それで手すりの部分に関しては、今回は全部で107メートルほどの今の既設の長さがあるんですけれども、その部分も全体ではなくて、今回は必要最低限ということで、階段の屋上に上がった部分の30メートル部分だけの工事をしようということで、必要最低限のことで実施しようということで、手すりの部分での、この間説明したように、手すりの下のほう、足場のほうの腐った部分が多いので、そこから雨漏りが発生するということで、その分も今回発見された部分なので、工事を行いたいということで提案させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 今のちょっと関連ですけれども、せっかくここまでやるんですから、私は手すりよりも、もうすっかりこの庁舎と屋根と屋上と同じように、屋根をかけてしっかりしたものをやったらいいのではないかと。また、当初エレベーターなんかも考えていたようなんですけれども、その辺までやったらどうかと私は思うんですけれども、課長どうですか。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

技術的なことについては、建設課長が申し上げたと思いますけれども、欲をいえばきりがありませんし、来年の2月ということで、やはり早く安全・安心な状況にしたいということでございますので、期間内で終わらせたいということもございますし、必要最低限、雨漏りがせず地震に耐久できればよろしいのではないかというふうな観点から、今回お願いをしているということでございます。

○議長（下山孝雄君） 16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） ちょっと今の嫌みで言ったわけではないですからね。これは本当にお願いをしているんですから、ひとつ考えてください。

○議長（下山孝雄君） 答弁よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。15番伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） 民生費なんですけれども、一連の老人福祉費、この事業に対してのこの時期の減額補正3つ、8節、14節、19節ですか、これどういった理由からこういうふうになったか教えてください。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

民生費のただいま指摘のありました報償費、それから使用料関係、負担金、補助及び交付金については、全て敬老会の関係でございまして、実際皆敬老会が終わった関係で、今回不用額をおろしたということになります。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 15番伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） 本当にこの事業に対しては、大変いつもご苦労さまということなんだと思いますけれども、当然来年は何歳の人がということで積算すると思うんですよね。例えば、80歳の方が今度は敬老祝い金に該当するとか何とか、ずっときて積算して、それが不用額ということでこの数字が出たということはいずれ悲鳴なのか、悲しい悲鳴なのか、どっちだかちょっとよくわからないですけれども、その辺の中身をちょっと教えてもらえれば。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

当初予算を作成する際には、11月末における加美町の人口から、例えば来年度敬老会の招待になる方々の年齢を持っています。それから、実際敬老会を開催するまで半年以上あるものですから、どうしてもそこでお亡くなりになったりして対象者が減るということで、どうしても不用額が出てくるということでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号平成26年度加美町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第90号 平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第90号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第90号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ375万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億8,270万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、国庫支出金として介護保険システム改修補助金149万5,000円増、繰入金として一般会計繰入金225万7,000円増であります。

歳出については、総務費として介護保険システム改修委託料332万円増などであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第91号 平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第91号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 6時過ぎたようでございます。最後の議案でございます。

議案第91号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,202万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入64万1,000円を増額し、歳出については、サービス事業費として居宅介護予防サービス計画作成業務委託料32万円を増額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 委発第3号 米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

○議長（下山孝雄君） 日程第17、委発第3号米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（二瓶栄悦君） 事務局長でございます。

お手元に配付しております米価下落に対する緊急対策を求める意見書（案）の朗読をさせていただきます。

平成26年産米の概算金が、例年に比べ大幅に下落しており、宮城県の主力品種であるひとめぼれ一等米は、昨年より2,800円、前年比25%減下落し、60キログラム当たり8,400円に引き下げられた。この金額は過去最低水準であり、県内の稲作を中心とする農家は、経営の存続にかかわる深刻な事態に直面している。

国は、米価の安定等を目的に需要や在庫量を考慮しながら生産調整を実施しており、このような状況において生じた米価の下落については、国において積極的な対策を講じることが求められる。

よって、国においては平成26年産の米価下落の緊急対策として、農業者への直接的な支援を実施し、将来にわたり安定した生産活動を行っていくために下記の事項を実施するよう強く求める。

- 1、稲作農家の経営が維持できるよう、国として緊急的経営支援を実施すること。
- 2、収入減少影響緩和対策（ナラシ）及び移行円滑化対策の前倒し交付を早急に実施すること。
- 3、米価下落緊急対策としての新たなつなぎ資金を創設すること。
- 4、米粉を活用した食品の普及等、国内外における米の需要拡大のための施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣 あて

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について趣旨説明を求めます。産業経済常任委員長三浦英典君、ご登壇願います。

〔産業経済常任委員長 三浦英典君 登壇〕

○産業経済常任委員長（三浦英典君） 米価下落に対する緊急対策を求める意見書（案）についてご説明をさせていただきます。

本件において、概算金が2,800円下落の8,400円という数字になりました。これは、大きく生産原価を割り、生産者の汗も全く報われない数字になっております。この状態を放置すれば、担い手、後継者、集落法人も米づくりを放棄することになり、結果として農業人口の減少、高齢化、そして集落の過疎化というものが進むものと思われます。

また、稲作農業は、食料供給のほかにも国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を有し、さまざまな恩恵を国民の生活にもたらすものであります。

耕作放棄地が拡大すれば、用水路等雑草が繁茂し、災害の発生に結びつき、地域の衰退、環境破壊が進むことも懸念されます。

よって、稲作農家が今後安全・安心な農作物を生産、供給し、将来にわたり安定した生産活動を行っていくために、議員各位の賛同をお願いするものでございます。

先ほど、条例制定におきましては一致を見ることはできませんでしたが、この案件につきましては、ぜひご一同一致してご理解をいただけるようお願いしたいと思います。終わります。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第3号米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についての提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、委発第3号米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第18 委発第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、委発第4号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（二瓶栄悦君） 事務局長でございます。

それでは、お手元に配付しております手話言語法制定を求める意見書（案）を朗読させていただきます。

手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。

一見すると、手話は、日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われることが多いが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有している。

2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進めているところである。

また、2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 あて

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について趣旨説明を求めます。教育民生常任委員長三浦又英君、ご登壇願います。

〔教育民生常任委員長 三浦又英君 登壇〕

○教育民生常任委員長（三浦又英君） 委発第4号手話言語法制定を求める意見書の提出について、提案理由を説明申し上げます。

本件は、本委員会に審査付託されました請願第1号の趣旨にのっとり、国や関係省庁に対し手話言語法の早期制定を求めるための意見書であります。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備が必要であり、早急な法整備を求める意見書を提出すべきと考えております。なお、現在衆議院の解散総選挙中であり、選挙後に改めて衆議院議長及び担当大臣などが決定次第、おのおのに提出したいと考えております。

委発第3号同様に、議員各位のご賛同を賜りますことを切にお願い申し上げます。終わります。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第4号手話言語法制定を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、委発第4号手話言語法制定を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（下山孝雄君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長工藤清悦君より、健全な行財政運営について、生活基盤の整備について調査が必要なため、教育民生常任委員会委員長三浦又英君より、保健医療・福祉の充実について、幼児学校教育及び生涯学習の環境整備について調査が必要なため、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より、産業経済基盤の充実について調査が必要なため、議会運営委員会委員長高橋源吉君より、議会改革、議会活性化について調査が必要なため、議会改革特別委員会委員長一條 寛君より、議員定数及び議員報酬のあり方について、議会基本条例について調査が必要なため、加美町田代岳指定廃棄物最終処分場建設候補地調査特別委員会委員長佐藤善一君より、宮城県における指定廃棄物の最終処分場町内建設候補地問題に関することについて調査が必要なため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月17日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定によって本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成26年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後6時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月12日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 三 浦 又 英

署 名 議 員 伊 藤 由 子